

保護者の皆様へ

新居浜市立中萩中学校
校長 矢野 雅士

感染症に関するお願い

平素より保護者の皆様には、本校教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小・中学校及び公立幼稚園において、お子様がインフルエンザや新型コロナウイルス感染症にかかった場合の欠席は、学校保健安全法等に基づき出席停止の扱いとなります。出席停止の期間の基準及び留意事項につきましては、次のとおりですので、各ご家庭におかれましても、引き続き感染症対策の習慣化等の徹底を図るなど、ご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

1 出席停止期間の基準について

(1) インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※ 発症（発熱）した後5日を経過するまで出席停止となり、それに加えて解熱した日によって期間は延長されます。

(2) 新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※ 症状が軽快したとは、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」を指します。そのため、「症状が軽快した日」によって期間は延長されます。

◆ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの区別はつきません。発熱やかぜ症状が出た場合は、医療機関を受診して医師の診断、指示に従ってください。

◆ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の感染症と診断された場合も学校へご連絡ください。出席停止となる感染症もあります。

* インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の早見表は、次ページに掲載しておりますので参考にしてください。

2 感染症対策とお願い

(1) 石けんを使ってのこまめな手洗い、もしくは手指消毒を行いましょう。

(2) 生活のリズムを整え、十分休養をとりましよう。

(3) 人の混み合う場所に行くのはなるべく控え、感染の機会を減らすように努めましよう。

(4) 咳やくしゃみが出る場合は、必ずマスクを着用ましよう。

その際、予備のマスクをカバンに入れておくことをお勧めまします。

インフルエンザ出席停止期間早見表

(最低、発症した後5日を経過するまで出席停止となり、それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期されます。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後						
								発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目			
小・中学生	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	出席停止				登校可能○	
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	出席停止				登校可能○	
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止				登校可能○	
	例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止				登校可能○
	例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止			

出席停止基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間早見表 (令和5年5月8日～)

(最低、発症した後5日を経過するまでは出席停止となり、それに加えて症状が軽快した日によって出席停止期間が延長されていきます。)

		発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症翌日から5日を経過した後				
								発症後6日目	発症後7日目			
小・中学生	例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発熱等	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	軽快後4日目	出席停止		登校可能○	
	例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発熱等	→	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	軽快後3日目	出席停止		登校可能○	
	例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発熱等	→	→	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	出席停止		登校可能○	
	例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発熱等	→	→	→	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	出席停止		登校可能○
	例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	→	→	→	→	軽快	軽快後1日目	軽快後2日目	出席停止	

出席停止基準：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで